

東海学院大学短期大学部・東海学院大学における公的研究費等の適正な使用に関する 行動規範

この行動規範は、公的研究費等を使用する上で本学の構成員としての行動の指針を明確にするものである。なお、本学の構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日、平成26年10月 日改正）文部科学大臣決定）に準じ、本学に所属する非常勤を含む、研究者、職員その他関連する者をいう。

本学の構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 本学の構成員は、本学の研究活動における研究費が、国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、公正かつ効率的に使用しなければならない。

また、受託研究事業、共同研究事業等の研究費についても同様とする。

2. 本学の構成員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
3. 本学の構成員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
4. 本学の構成員は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
5. 本学の構成員は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
6. 本学の構成員は、公的研究費等の不正及び不適切な使用を未然に防止するために、透明な管理・監査体制を整備する。
7. 本学の構成員は、細心の注意を払い公的研究費等の適正な執行管理に努めなければならない。
8. 本学の構成員は、不正発生の要因の除去に努め、別に定める公的研究費等の使用に関

する「不正防止計画」に基づき行動する。

附則(1)

1. この規範は、平成24年12月1日から施行する。

附則(2)

1. この規範は、平成28年12月14日から施行する。